

半田市庁舎レストラン等事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、半田市の庁舎において、レストラン、売店及び自動販売機を一括して運営する者（以下「事業者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 庁舎の概要

- (1) 所在地 半田市東洋町二丁目1番地
- (2) 構造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- (3) 敷地面積 13,165.90㎡
- (4) 建築面積 3,620.85㎡
- (5) 延べ面積 14,870.81㎡
- (6) 職員数 約550人（非常勤職員等を含む。）
- (7) 平面図 平面図は、別添のとおりとする。

3 レストラン等の概要

(1) レストラン及び売店

- ①位 置 庁舎1階の一部
- ②面 積 厨房 50.83㎡
ホール 146.72㎡（110席）
前室・休憩室・WC・食品庫 28.71㎡
売店 43.91㎡（倉庫を含む。）

③参考平面図 別添平面図 2（8）の1階平面図を参考とすること。

(2) 自動販売機

- ①位 置 庁舎2階西 キッズコーナー
3階西 打合せコーナー
4階西 大会議室ホワイエ
5階西 自動販売機コーナー
- ②面 積 庁舎2階西 1.44㎡（1.6m×0.9m）
3階西 1.35㎡（1.5m×0.9m）
4階西 1.71㎡（1.9m×0.9m）
5階西 3.06㎡（3.4m×0.9m）

※ 各階の面積には、回収箱等の設置スペースを含む。

③参考平面図 別添平面図 2（7）の各階平面図を参考とすること。

4 応募資格

レストラン、売店及び自動販売機（以下「レストラン等」という。）を一括して運営することが可能で（系列、提携事業者等による共同運営の事業者を含む。）、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有しており、庁舎においてレストラン等の営業許可が得られること。
- (2) レストラン等の営業にあたり、食品衛生責任者及び調理師免許登録者を配置できること。
- (3) 令和6年4月1日現在、愛知県内においてレストランを3年以上経営しており、レストラン等に相応しいサービスを適正に提供できること。
- (4) 国税及び地方税を完納しており、長期に渡り資金的、財務的に健全に経営できる見込みであること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していないこと。

5 営業条件

(1) 出店方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、市長に行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を申請することにより出店すること。なお、使用許可は1年間を単位として毎年更新できるものとし、出店期間は5年以内とする。

※ 6年目以降も出店を希望する場合は、市長がレストラン等の利用状況、経営状況等を勘案のうえ、その延長を決定できるものとする。

(2) 営業中止の申出

事業者が営業中止（翌年以降の更新を取り止める場合を含む。以下同じ。）を行いたいときは、事業者は営業中止日の6月前までに市長に申し出なければならない。

(3) 使用許可の取消等

事業者が、使用許可に際し市長が付した条件に違反した場合又は不誠実な経営を行ったと市長が判断した場合、市長は、使用許可の取消し又は更新を認めないこと（以下「使用許可の取消等」という。）ができるものとする。この場合において、事業者は、使用許可の取消等による損害についての補償を求めることができないものとする。

(4) 営業開始日

令和6年7月29日（月）

※営業開始日は、市と事業者の協議により変更できるものとする。

(5) 営業日

次に掲げる日を除いた日を営業日とすること。ただし、営業日でない日であっても、市が主催、共催、後援等を行う行事等により市庁舎を開放する日であって、市長がレストラン等の営業が必要と判断する日は営業を行うものとする。

なお、営業日でない日であっても、事業者として営業を希望する場合は、その日の1月前までに市に申し出ることとし、市長は、申出から1週間以内に事業者に対して営業の可否を通知する。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1178号）に規定する 休日

ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(6) 営業時間

以下のとおりとすること。

レストラン 午前11時から午後2時までを含む5時間以上

売 店 午前8時から午後2時半までを含む6時間半以上

自動販売機 24時間

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分（水曜日は延長開庁日のため午後7時15分）まで。

(7) 営業報告

事業者は、当該レストラン等に係る毎月の収支報告書（様式は任意）を、翌月15日までに提出すること。

(8) 使用料

レストラン等の施設使用料は月額51,000円（税抜）とする。

また、前年同月平均と比較し、1日あたりの利用者数が増加した場合には、インセンティブとして以下のとおりその月の使用料を減免する。

利用者数の増加率	減免割合（額）
2%以上 5%未満	2割（10,200円/月）
5%以上10%未満	5割（25,500円/月）
10%以上	8割（40,800円/月）

なお、土日祝日に営業を希望する場合は、駐車場使用分として、月額2,000円（税抜）を加算する。（加算分はインセンティブ対象外）

(9) 光熱水費等

電気、上下水道及びガスの使用料並びにごみ等排出物の処理費は、事業者の負担とする。

(10) 従業員駐車場

従業員の駐車場として、市職員駐車場（1,500円/月）を利用する場合は、利用する従業員の氏名を届け出ること。

(11) 機器及び備品

・備付けの厨房機器、客席のテーブル、椅子等の備品は、事業者が無料で使用できるものとする。ただし、事業者は、善良な管理者の注意をもってこれらの維持管理を行うものとし、自己の都合により機器、備品等に変更を加える場合は、事前に市と協議するものとし、機器、備品等の変更後に営業を取り止める場合は、事業者の負担により原状回復を行うものとする。

・レストランの経営に必要な食器類、調理器具等什器類、レジスター、カードリーダー、券売機、室内広告灯等は事業者の負担により設置すること。

・売店の経営に必要なカウンター、レジスター、カードリーダー、商品棚、冷蔵庫等の備品は事業者の負担により設置すること。

・自動販売機及び使用済みの瓶、缶、ペットボトル等の回収箱の設置は事業者で行うこと。

・使用済みの瓶、缶、ペットボトル等は事業者の負担により回収及び処分すること。

(12) 衛生管理

客席を含むレストラン等の清掃及び衛生管理（害虫等駆除を含む。）は、事業者が行い、これらにおいて発生した問題等については、すべて事業者の責任において処理すること。

(13) 使用制限

事業者は、レストラン等を使用許可された内容以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(14) 食材等の搬入搬出

食材等の搬入搬出は、原則、閉庁時間帯に職員用・時間外出入口から行うこととするが、やむを得ず開庁時間に行う場合は、来庁者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう行うこと。

(15) 市民サービス

売店に市民が利用するためのコピー機を設置すること。

(16) 地域貢献

市内事業者、半田商工会議所等と連携し、可能な限り半田市内或いは知多地域内において生産又は製造される食材、調味料等を使った食事等をレストラン等で提供すること。また、レストラン等の従業員には市内在住者を1人以上雇用すること。

※ 知多地域とは、半田市を除く常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町をいう。

(17) 利用促進

来庁者、職員等によるレストラン等の利用を促進するため、事業者はレストラン等の運営に際して、次のいずれかの決済方式を現金決済に併せて行うこと。なお、レストラン等を定期的に利用する者に対しては、提供する食事の価格を割引く等一定のサービスを講ずるものとする。

・給与等天引方式

レストラン等の利用時に専用カードリーダーを用いて、市が市の職員に対して支給するICカード（FeliCaカード）に格納されている情報（職員番号及び氏名）を読み取り、月締めで各職員の利用料金に係る情報を市に提供して決済する方式をいう（事業者は、券売機、レジスター、専用カードリーダー等を自己の負担により設置のうえ、給与等天引きができるよう市が必要とする情報を提供するものとする。）。

・プリペイドカード方式

ICカード等によるキャッシュレス決済方式をいう（事業者は、これに対応できる券売機、レジスター、カード、カードリーダー等を自己の負担で設置するものとする。）。

(18) 災害協力

災害により、半田市の区域内で被害が発生した場合において、市長が必要と判断したときは、事業者はレストラン等で次に掲げる事項について協力するものとする。なお、協力の期間、費用負担等の必要な事項は協議のうえ別途定めるものとする。

- ・炊出しのための人員の派遣
- ・事業者が購入又は設置した設備、什器類及び備品の使用
- ・飲食物の提供

(19) その他

レストランでは、食事をとる者の健康面、栄養等に配慮した食事を提供することとし、日替わりメニューを提供するものとする。

6 提出書類

(1) 出店表明

出店を希望する者（以下「希望者」という。）は、令和6年5月8日（水）から令和6年5月21日（火）までに半田市庁舎レストラン等出店申込表明書（様式第1。以下「表明書」という。）を事務局へ1部持参すること。

※ 表明書提出後に出店を取り止めようとするときは、出店申込期限までに任意様式により事務局へ届け出ること。

(2) 出店申込

希望者は、令和6年5月24日（金）から令和6年6月6日（木）までに次の書類を各1部事務局まで持参すること。

ア 半田市庁舎レストラン等出店申込書（様式第2。以下「申込書」という。）

イ 会社の概要（様式第3）

ウ 平面計画図（任意様式）※

エ 運営企画書（様式第4）

オ 直近3年の決算書又は収支報告書

※ 平面計画図については、庁舎1階等に設定しているレストラン等のスペースでの営業を想定した機能的かつ合理的なもので、出店に伴い必要となる許認可等が得られるものであること。なお、当該許認可の手続は事業者が行うものとする。

レストラン等の間取り、設備等の変更を伴う提案も可能とする（建築基準法第6条に定める計画変更確認申請書の提出が必要なものを除く。）。この場合においては、市、事業者の協議により変更を決定するものとし、その費用が、市長がレストラン等の運営に必要なと認める費用を超える場合、その負担は事業者が行うものとする。

(3) 事業者決定後

決定事業者は、決定通知を受けた後、次の書類を速やかに提出するものとする。

ア 商業登記簿謄本

イ 国税及び地方税の納税証明書（滞納が無いことの証明書でも可とする。）※

ウ 飲食店営業許可証の写し

エ 食品衛生責任者資格証の写し

オ 調理師免許証の写し

カ 出店に関する覚書

※ 半田市の指名登録業者であるときは提出不要とする。

7 質疑

出店申込に関して質疑がある場合は、半田市庁舎レストラン等募集に関する質疑書（様式第5。以下「質疑書」という。）を作成のうえ、令和6年5月8日（水）から令和6年5月21日（火）までに電子メールにより事務局へ提出すること。なお、電子メール以外の方法による質疑は受け付けないものとする。また、件名は「半田市庁舎レストラン等事業者募集質問書【●●】」（●●は提出者名）とし、質疑に対する回答については、令和6年5月23日（木）までに半田市ホームページに掲載するものとする。

8 選定方法

半田市庁舎レストラン等事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、提出書類及び提案説明（プレゼンテーション）の内容を総合的に審査のうえ、半田市の庁舎のレストラン等を運営するに相応しいと判断した事業者に対し、レストラン等の運営スペースとして行政財産目的外使用許可申請を行う資格者（以下「資格者」という。）としての決定を行うものとする。なお、審査結果は出店申込を行った者の全てに通知するものとする。また、委員会は、申込内容等に不明な点が生じた場合は、追加資料の提出又は聴き取りを行うことができるものとする。

9 決定の取消し等

審査の過程及び資格者の決定後に申込内容等に虚偽のあることが発覚した場合は、委員会は提出書類の受理又は資格者の決定を取り消すことができるものとする。

10 実施スケジュール

項目	日程
実施要領発表	5月8日（水）
表明書（様式第1）及び質疑書（様式第5）の提出	5月8日（水）～5月21日（火）まで
質疑に対する回答	5月23日（木）まで
申込書等（様式第2～様式第	5月24日（水）～6月6日（木）まで

4) の提出	
提案説明会（プレゼンテーション）及び書類審査（選定委員会）	6月12日（水）
結果発表（公表・通知）	6月12日（水）
営業開始	7月29日（月）

※提案説明については、映像等利用をすることも可能とするが、提案する内容については、提出書類に基づいて行うこととする。

11. 事務局

半田市総務部総務課（市役所3階）

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電話：0569-84-0613（直通）

0569-21-3111（代表）、内線246・247

FAX：0569-23-6061

メールアドレス：soumu@city.handa.lg.jp

半田市ホームページ：<https://www.city.handa.lg.jp/>